

社会福祉法人ユタカ福祉会 感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のための指針

1 基本的な考え方

社会福祉法人ユタカ福祉会（以下「法人」という。）は、利用者及び職員の安全確保の観点から、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止を重要な課題と位置づける。

各事業所においては、利用者又は職員に感染症及び食中毒が発生した場合に、その拡大を防止するための体制を整備するとともに、平常時から感染症対策を実施する。また、感染症発生時には迅速かつ適切な対応が行えるよう本指針を定め、法人全体で感染症対策の推進に取り組むものとする。

2 対象事業所

本指針は、当法人が運営する介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所その他のすべての事業所に適用する。

3 基本方針

(1) 体制の整備

感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のため、法人内に感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、各事業所に感染症対策担当者を配置し、法人全体で感染対策を推進する。

(2) 平常時の対応

①事業所内の衛生管理

事業所内の清潔保持に努め、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の衛生環境の整備を行う。また、日常的に整理整頓を行い、換気、清掃、消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理の徹底を図る。

②標準予防策（スタンダードプリコーション）の徹底

すべての利用者の血液、体液、排泄物、嘔吐物等は感染性があるものとして取り扱い、手指衛生、個人防護具（手袋、マスク等）の適切な使用、環境整備等の標準予防策を徹底する。

③職員の健康管理

職員は日頃から健康状態の把握に努め、体調不良時には速やかに管理者へ報告する。また、手洗い及びアルコールによる手指消毒を徹底する。

④利用者の健康状態の把握

利用者の体調変化や感染症の兆候を早期に発見できるよう、日常的に健康状態の観察を行う。

⑤面会者・外来者への対応

面会者及び外来者に対して、手指消毒、マスク着用等の感染対策への協力を依頼する。感染症の流行状況に応じて、面会の制限等必要な措置を講じる。

4 感染症発生時の対応

感染症又は食中毒が発生した場合には、感染拡大を防止するため、次の対応を行う。

- ①発生状況の把握
- ②感染拡大防止のための措置の実施
- ③有症者への適切な対応
- ④医療機関及び関係機関との連携
- ⑤行政機関への報告
- ⑥感染症に関する業務継続計画（BCP）に基づく対応

5 感染症対策委員会

(1) 設置目的

感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のための対策を検討するため、法人に感染症対策委員会を設置する。

(2) 構成

法人本部職員、施設長、管理者、看護職員、介護職員等で構成し、法人本部より委員長を選任する。

(3) 開催

概ね3か月に1回以上開催する。また、感染症の発生時等必要に応じて随時開催する。

(4) 主な役割

- ・感染症予防対策及び発生時対応の検討
- ・感染症対策に関する職員研修の企画及び実施
- ・感染症対策に関するマニュアルの整備
- ・利用者及び職員の健康状態の把握
- ・感染症発生時の対応状況の確認
- ・感染症対策の実施状況の評価及び見直し

(5) 記録の作成及び保存

委員会の開催内容については議事録を作成し、出席者、検討内容及び決定事項等を記録する。また、作成した記録は適切に保存し、必要に応じて確認できるよう管理する。

6 感染症対策責任者・担当者の役割

各事業所に感染症対策担当者を配置し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止に関する取組を推進する。

(1) 感染症対策責任者

法人・事業所全体の感染症対策を総括し、次の役割を担う。

- ・委員会との連携及び事業所内での情報共有
- ・感染症予防対策の実施状況の確認及び改善提案
- ・感染症発生時の初期対応の調整及び状況の取りまとめ
- ・職員への感染症対策に関する周知及び助言
- ・感染症対策に関する研修の企画及び実施の補助
- ・感染症に関する情報収集及び事業所内への周知
- ・感染症対策マニュアルの整備及び見直しの補助

(2) 感染症対策担当者

各事業所における感染症対策の実施を担当し、次の役割を担う。

- ・日常の感染症予防対策の実施管理（清掃・消毒・手洗い等）
- ・感染症発生時の初期対応及び職員への周知
- ・事業所内での感染状況の把握と情報共有
- ・感染症対策マニュアルの整備・更新及び研修補助

7 各職種の役割

感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止のため、各職種はその専門性に基づき次の役割を担う。

(施設長・管理者)

- ・感染症対策の総括
- ・感染症発生時の状況把握及び指示
- ・行政機関への報告

(看護職員)

- ・医療機関との連携
- ・衛生管理及び感染対策の指導
- ・利用者の健康状態の観察
- ・感染症の早期発見及び対応

(相談員・介護支援専門員)

- ・医療職との連携
- ・家族への連絡調整
- ・関係機関との連携

(栄養士・調理員)

- ・食品衛生管理
- ・食中毒予防対策の実施

(介護職員・リハビリ職員)

- ・日常ケアにおける感染対策の実施
- ・利用者の体調変化の把握
- ・衛生管理の徹底

8 感染症発生時の報告体制

感染症又は食中毒の発生、又は発生が疑われる場合には、次の体制により速やかに報告及び情報共有を行う。

- ①職員は感染症が疑われる症状を確認した場合、速やかに感染症対策担当者又は管理者へ報告する。
- ②感染症対策担当者は状況を確認し、管理者及び関係職員へ情報共有を行う。
- ③管理者は必要に応じて医療機関及び関係機関と連携し適切な対応を行う。
- ④必要に応じて利用者家族へ連絡を行う。
- ⑤感染症の集団発生又はそれが疑われる場合には、保健所及び市町村等の行政機関へ報告する。
- ⑥感染拡大防止のため、感染症対応マニュアル及び感染症 BCP に基づき対応する。

9 指針の閲覧

本指針は事業所内に備え付け、職員がいつでも閲覧できるようにする。
また、利用者及び家族等が閲覧できるよう法人ホームページ等で公表する。

10 指針の見直し

本指針は委員会において定期的に内容を確認し、法令の改正や感染症の発生状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

11 事業所ごとの感染症対応

本指針は法人における感染症及び食中毒の予防並びにまん延防止に関する基本方針を定めたものである。

各事業所においては、本指針に基づきサービスの特性に応じた感染症対策マニュアルを整備し、具体的な対応については各事業所のマニュアルに従い実施するものとする。また、感染症対策に関する職員研修・訓練を定期的の実施し、職員の感染症対応能力の向上を図るものとする。

社会福祉法人ユタカ福祉会 感染症対策委員会 委員名簿

	部署	職種	役職・氏名
委員長	法人本部	看護職	本部長 辰己 悦子 (感染症対策責任者)
副委員	法人本部	理事長	理事長 辰己 祐剛 (感染症対策担当者)
委員	喜連西デイサービス	介護職	施設長 辰己 祐剛 (感染症対策担当者)
委員	和みデイサービス	介護職	管理者 安部 真子 (感染症対策担当者)
委員	小規模多機能型居宅介護施設ゆたか	ケアマネ	管理者 増田 恵子 (感染症対策担当者)
委員	ゆたか訪問介護ステーション (訪問介護・訪問型サービス)	介護職	施設長 田渕 奈緒 (感染症対策担当者)
委員	介護付有料老人ホームゆたか	相談員	施設長 上高 光夫 (感染症対策担当者)
委員	喜連西ケアプランセンター	ケアマネ	管理者 河越 陽子 (感染症対策担当者)
委員	喜連地域包括支援センター	相談員	管理者 松岡 陽介 (感染症対策担当者)
委員	障がい者相談支援センターゆたか	相談員	施設長 田渕 奈緒 (感染症対策担当者)
委員	ゆたか訪問介護ステーション (居宅介護・重度訪問介護)	介護職	施設長 田渕 奈緒 (感染症対策担当者)

※入居施設においては、施設内での感染症対策委員会を主として対応する。

参考文献

厚生労働省 老健局

「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」（令和5年9月）

附則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年5月1日改定）

委員会構成員の変更及び対象施設に障がい福祉関係施設を追加する改定。

附則（令和7年5月1日改定）

文言の追記及び修正。

附則（令和8年5月1日改定）

対象事業所の追加、感染症発生時の報告体制の整理、事業所ごとの感染症対応項目の追加並びに文言の追記及び修正。